

	途		[以 内]	以内]	内]			
独立 開業 貸付	設 備 資 金	3,0 00万 円	10年 (1年)	1. 4% (固定 金利)	付する 0.45 ~1.5 9%	金融機関、 信用保証協 会 との協議	個人:原則として不要 法人:代表者を連帯 保証人とし、原則とし て代表者以外の保証 人は不要	商工会議 所 又は 商工 会 もしくは 創業・ベン チャー支 援センタ ー 048-71 1-2222
	運 転 資 金	1,5 00万 円	7年(1 年)					

○設備資金と運転資金を併用する場合の合計利用限度額は3,000万円です。

よくある質問

Q

次のようなケースでは、経験年数はどのように計算しますか。

A社に5年勤務した後、B社に半年勤務して現在に至っています。A社B社ともに同一の業種です。

A

同一の業種ですので、通算して5年半の継続勤務と計算できます。

Q

退職してから開業までにブランクがありますが、融資の対象になりますか。

A

その期間が、独立開業までの準備期間と認められる場合は融資対象となります。

Q

以前勤務していた会社を円満退職したわけではないので、雇用証明書を発行してもらえそうもありません。

A

勤務していた期間の源泉徴収票、給料の明細書、職業安定所が発行する離職証明書など、その企業に勤務していたことを証明できる書類を提出することで替えることができます。

Q

融資対象者要件(6)の「独自の技術」についてはどのように判断するのですか。

A

申請内容が「独自の技術」に該当するか否かは、県の審査で決定します。申込みに際しては、事前に「独自の技術の概要説明書: [県様式18](#) [Wordファイル/36KB]」及び独自の技術と内容がわかる資料をお持ちになってご相談ください。